

○総務省告示第三百二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月五日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間制限装置は、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕(2) 略〕</p> <p>(3) 九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九條の十四第六号、第七号及び第八号）に規定する無線局のものであって、キャリアセンスを備え付けているものに限る。）の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1～6 略〕</p> <p>〔4〕(5) 略〕</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>二 〔同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔1〕(2) 同上〕</p> <p>(3) 九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九條の十四第七号及び八号）に規定する無線局のものであって、キャリアセンスを備え付けているものに限る。）の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1～6 同上〕</p> <p>〔4〕(5) 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	